

# 土地有償譲渡届出書

中津市長 あて

年 月 日

譲り渡そうとする者	住 所	
	氏 名	TEL

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により届け出ます。

## 記

### 1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住 所	
	氏 名	

### 2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

### 3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の 概要	延べ面積 (㎡)	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者 の氏名及び住所

### 4 譲渡予定価額に関する事項

	土 地		建築物その他の工作物	合 計
譲渡予定価額	単価 円/㎡	円	円	円

### 5 その他参考となるべき事項

### 6 図面等 (位置図・周辺図・字図・測量図) 別添のとおり

#### 《 備 考 》

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権もしくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 当該土地が、法第4条第1項第1号から第5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。

# 土地買取希望申出書

中津市長 あて

年 月 日

申出をする者	住 所	
	氏 名	TEL

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記により申し出ます。

## 記

### 1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		㎡			

### 2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の 概要	延べ面積 (㎡)	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者 の氏名及び住所

### 3 買取り希望価額

	土 地		建築物その他の工作物	合 計
買取り希望価額	単価 円/㎡	円	円	円

### 4 その他参考となるべき事項

### 5 図面等 (位置図・周辺図・字図・測量図) 別添のとおり

#### 《 備 考 》

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

## 公拡法の届出等に必要な添付書類について

### 《届出が必要な場合（公拡法第4条）》

- 1 下記に含まれる土地で200㎡以上の土地の譲渡（売買・交換等）をする場合
  - ア 都市計画施設の区域内に所在する土地
  - イ 道路法により道路の区域として決定された区域内に所在する土地
  - ウ 都市公園法により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地
  - エ 河川法により河川予定地として指定された土地
- 2 上記のほか次の土地を譲渡（売買・交換等）する場合
  - ア 市街化区域内で5,000㎡以上の土地
  - イ 市街化区域外で都市計画区域内10,000㎡以上の土地

### 《申し出ができる場合（公拡法第5条）》

上記の届出が必要な土地、及び都市計画区域内の100㎡以上の土地で、公有地として譲渡希望する土地

### 《土地譲渡の制限期間》

買取希望のない旨の通知があるまで（届出・申出の日から3週間以内）もしくは買取希望の通知があった日から3週間以内（届出・申出の日から最長6週間以内）

### 《税法上の優遇措置》

地方公共団体等との売買契約が成立すると、譲渡所得の特別控除額1,500万円（譲渡所得の額が1,500万円未満の場合は、その額）が受けられます。  
（租税特別措置法第34条の2第2項第4号）

### 《必要書類》

- ①有償譲渡届出書（4条）  
もしくは買取希望申出書（5条）
- ②位置図（5万分の1以上）
- ③周辺状況図（5千分の1以上）
- ④公図（字図）
- ⑤測量済みの場合は測量図

} 各1部

該当地番がわかるように  
色付けしてください。

《問合せ先》

中津市総合政策課総合政策係

TEL 0979-62-9031

内線（248）